

鳥飼車両基地の井戸掘削で会社と摂津市が対立！

会社は強引・傲慢な態度を改めよ！

居住社員・住民の不安解消を！井戸掘削の中止等を求め申し入れ提出！

マスコミによると、会社が鳥飼車両基地内で行っている井戸掘削について、摂津市が「井戸掘削は協定違反」だとして、9月29日に大阪地裁へ掘削工事の禁止を求める仮処分申請を行ったと報道されました。

鳥飼車両基地周辺では、過去に地下水のくみ上げによる地盤沈下が発生したため、1977年に摂津市と旧国鉄との間で「環境保全協定書」が締結され、地下水のくみ上げが中止されました。現在は摂津市と会社が「協定」を締結していますが、会社は今回の井戸掘削について、茨木市内で掘削することを理由に「協定は摂津市と結んでいるので茨木市内なら協定違反ではない」としています。しかし鳥飼車両基地はほとんどが摂津市に属しており、地下水脈が摂津市と茨木市でつながっていることは容易に想定できます。このような状況で協定を結んでいない茨木市内で井戸掘削を行うことは大きな問題です。地盤沈下を懸念する摂津市は「JR東海は脱法的だ」と、会社と真っ向から対立しています。このような会社の強引・傲慢な態度は、職場での社員管理や、リニア中央新幹線建設における地域住民への対応とまったく同じです。

JR東海労は、摂津市内に居住する社員や市民が懸念する地盤沈下への不安を解消するためにも、鳥飼車両基地における井戸掘削を中止するべきと考え、『申第14号』で井戸掘削の中止等を求め申し入れを行いました。

申し入れ内容

1. 鳥飼車両基地における井戸掘削を直ちに中止すること。
2. 摂津市と「環境保全協定書」を締結しているにも関わらず、井戸掘削を行う経過と目的を明らかにすること。
3. 鳥飼車両基地周辺の井戸掘削は、摂津市、茨木市の両市に影響があると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
4. 摂津市と「環境保全協定書」を締結しているにも関わらず、地域住民に一切説明を行わないことへの会社見解を明らかにすること。
5. 摂津市が大阪地裁に掘削工事の禁止を求める仮処分を申し立てを行ったことについて会社の見解を明らかにすること。